

(別紙)

## 平成20年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

(平成20年厚生労働省告示第189号)

### (要旨)

#### 第1 趣旨

本格的な人口減少社会が到来する見通しとなる中で、豊かで持続的に発展する地域社会の実現に向け、雇用面において、各地域の実情に合った雇用施策を機動的に推進する必要がある。

都道府県労働局においては、この指針に盛り込まれた内容を基に、各都道府県の実情に応じた課題及びそれに対する施策を盛り込んだ雇用施策実施方針を、都道府県知事の意見を聞いて定めることとしており、当該施策と、都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に、円滑かつ効果的に実施されるように努め、地域の雇用失業情勢の改善に取り組むこととする。また、都道府県知事から当該方針に定める事項について要請があったときは、その要請に応じるよう努めることとし、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていくこととする。

#### 第2 労働市場を取り巻く変化及び雇用における課題

- 1 労働市場を取り巻く変化
- 2 雇用における課題

#### 第3 平成20年度の雇用における重点施策

##### 1 働く希望を持つ若者の就業促進

- 年長フリーターに対し、中小企業の人事担当者による模擬面接等を行う「ジョブミーティング」を実施する。
- ジョブカフェにおける、きめ細かな就職支援の実施等、都道府県労働局を中心とした関係機関の連携の下、推進する。

##### 2 女性の意欲・能力を活かした職業キャリアの継続と再就職の実現

- 女性の職業キャリアの継続が可能となる環境整備のため、ポジティブ・アクションの趣旨及び内容の一層の周知や、地方公共団体と連携しつつ育児・介護休業法の周知徹底等により雇用の継続を図る。
- マザーズハローワーク等において、地方公共団体等の関係機関と連携して、子育てする女性等に対し総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。

##### 3 いくつになっても働く社会を目指した高齢者雇用対策の推進

- 高年齢者雇用安定法に基づく確保措置が確実に実施されるように的確に助言・指導を行うとともに、「70歳まで働く企業」の実現に向けた企業への相談・援助を実施するほか、地域団塊世代雇用支援事業等により高齢者の再就職を支援する。
- シルバー人材センターの会員を平成22年度までに100万人に増やすという目

標を踏まえ、都道府県及び都道府県シルバー人材センター連合と協力しつつシルバー人材センター事業の活性化及び拡大を図る。

#### 4 障害者に対する就労支援の推進

- 法定雇用率未達成の企業に対して、指導基準に基づいた厳正な指導を行う。また、障害者雇用を進めるべき立場の公的機関についても、速やかな法定雇用率達成を図り、企業等における障害者雇用の推進に取り組む。
- 福祉、教育から雇用への移行を一層推進するため、各分野の関係機関のネットワークの構築を図るとともに、ネットワークを活用した就職支援力の強化を図る。
- 障害者就業・生活支援センターについては、平成23年度までにすべての障害者福祉圏域に整備するとの方針に基づき、各都道府県の設置状況を踏まえつつ都道府県の福祉担当部局との連携の下で育成を図る。

#### 5 安心して働ける雇用環境の整備

- 母子家庭の母等に対する早期就職の促進等を図る。また、公共職業安定所と福祉事務所等とが連携した就労支援チームの体制・支援機能の向上等により生活保護受給者等に対する就労支援を一層推進する。
- ホームレスの就業による自立を図るため、地方公共団体において実施している自立支援事業等との連携を図りつつ、職業技能講習事業、就業支援事業等を実施する。

#### 6 地域雇用対策の充実

- 都道府県等広域的な地域における取組が重要であることを踏まえ、地域雇用創造推進事業においては、これまでの市町村を中心とする取組に加えて、都道府県が中心となって参画する地域の取組についても積極的に支援する。
- 雇用改善の動きが弱い地域において、新たに当該地域の重点分野で創業する事業主を支援する地方再生中小企業創業助成金を設けることとしており、都道府県を中心とする地域関係者が地域の活性化に資する重点分野を適切に定めることにより、雇用創出効果の実効性を高める。
- 公共職業安定所と地方公共団体のU・Iターン対策との連携を強化する。また、農林業等への多様な就業希望に応じるため、都道府県労働局等との連携の下、求人情報の提供、職業相談・職業紹介等を行う。

#### 7 職業能力形成システム（通称：ジョブ・カード制度）の構築

- 地域ジョブ・カードセンターの地域ジョブ・カード運営本部において、職業能力形成システムの普及促進を図るために地域推進計画を策定するとともに、同計画の内容を着実に実行できるよう関係機関と協力する。
- ジョブ・カード交付希望者に対し、ジョブ・カードの作成支援を通じて、本人の職業能力・職業意識を明確化させた上で、職業能力形成プログラムに誘導するなど、対象者に応じた職業キャリア形成を支援する。

#### 8 専門的・技術的分野の外国人の就業促進及び外国人の就業環境の改善

- 専門的・技術的分野の外国人の就業促進を図るために、留学生の国内就職支援も含め外国人雇用サービスセンターを中心とする全国ネットワークを活用し、大学や地方公共団体等と連携の上で就職支援を行う。
- 外国人雇用状況の届出により把握した各企業における外国人雇用状況に応

じ、事業主に対して外国人指針の周知や、雇用管理改善のための助言、指導を実施する。また、特に日系人集住地域については、地方公共団体や地域コミュニティ等とも連携して、定住化が進んでいる日系人等の安定雇用の促進等、外国人の就業環境の改善を推進する。また、外国人研修・技能実習制度の適正化等について取り組む。

## 9 中小企業や福祉・介護分野の人材確保等への支援

- 都道府県等との連携の下、中小企業の労働力の確保及び良好な雇用機会の創出を図るため、中小企業事業主が、創業・異業種進出を行う際に経営基盤の強化に資する人材を雇い入れた場合や、生産性向上に資する雇用環境の高度化及び人材の雇入れ等を行う場合に助成等を行うとともに、公共職業安定所において、生産性向上に資する人材確保に向けた支援を行う。
- 福祉・介護分野における安定的な人材確保を図るため、福祉人材センター等関係団体との連携により、潜在的福祉労働力の確保や求人・求職のマッチングの促進を行うとともに、介護分野で働く方々への雇用管理の改善を図るため、事業主に対する助成金の周知や支給等に努める。

## 10 仕事と生活の調和の実現

- 仕事と生活の調和推進会議を都道府県ごとに設置し、地域の特性を踏まえた取組等を通じ仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成に取り組む。
- 次世代育成支援対策推進センターや地方公共団体と連携し、企業における次世代育成支援の取組を一層推進する。

## 11 公正かつ多様な働き方の実現

- 日雇派遣に対する重点的な指導監督等を内容とする緊急違法派遣一掃プラン等を通じ、労働者派遣制度の周知や的確な指導監督を行い、違法派遣・偽装請負の一掃を目指す。
- 登録型派遣の在り方等労働者派遣制度の根幹に関わる問題については、学識者からなる研究会において、制度の趣旨等を踏まえつつ法的・制度的な整理を行い、制度の見直しについて働く人を大切にする視点に立って検討を進める。

## 12 地方公共団体との連携

- 国と地方公共団体とが相互に連絡、協力することは極めて重要であり、引き続き雇用対策連絡調整会議の開催及び職業安定部長を連絡責任者とし、連携基盤を一層強化する。
- 公共職業安定所の設置状況を勘案し、市町村との連携による地域職業相談室を設置し、市町村独自の相談・情報提供業務と相まった職業相談・職業紹介を実施する。

## **第4 職業安定行政における目標数値の設定**

都道府県労働局、公共職業安定所ごとに目標を設定し、いわゆるP D C Aサイクルによる管理を行う地方計画策定項目と、全国目標に基づく都道府県労働局ごとの目標水準を示し、実績に応じた指導を行う目標設定項目とする。

(例：就職率、求人充足率、若年者・高齢者・障害者雇用対策の目標数値)